

平成 30 年度 第 2 回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 平成 31 年 2 月 18 日 (月) 10:00 ~

場所 : 香美市役所本庁舎 3 階会議室 2

日 程

1 福祉事務所長あいさつ

2 会長挨拶

3 議 事

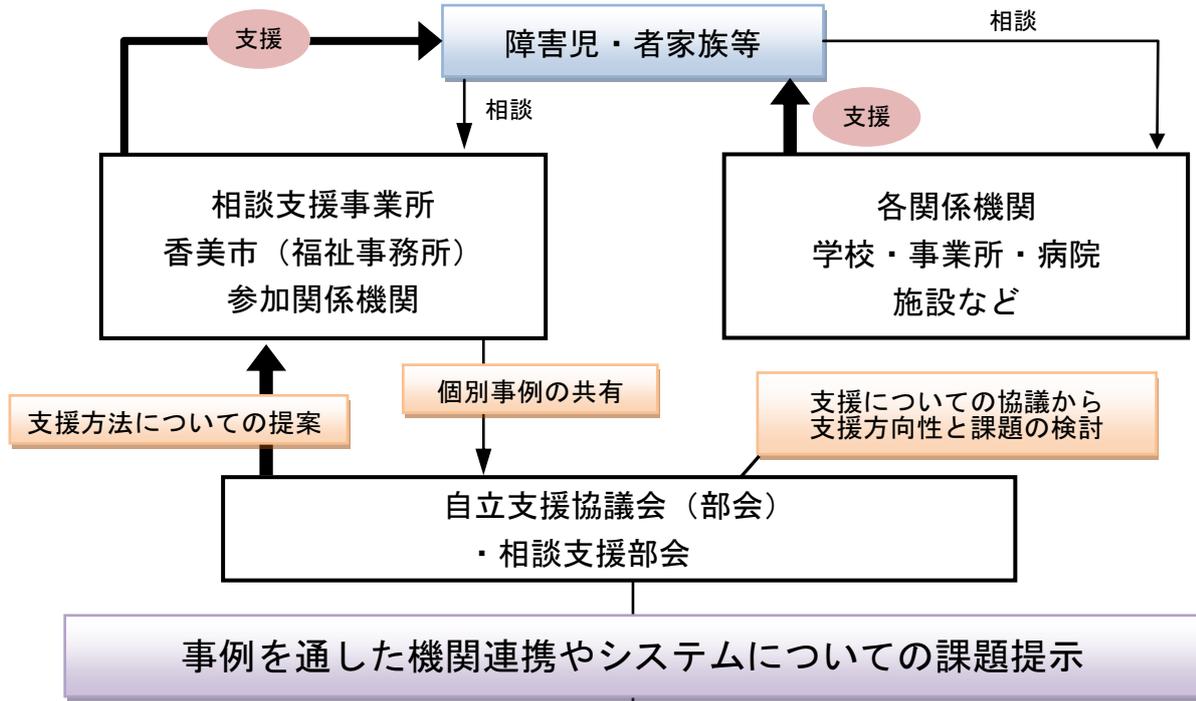
- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 前回の障害者自立支援協議会（全体会）からの経過報告 | P5～6 |
| ①計画相談支援について | |
| ②手話奉仕員養成研修について | |
| ③香美市障害者虐待防止センターからの報告 | |
| ④ヘルプカード配布について | |
| (2) 地域活動支援センター「香美」からの報告 | P7～8 |
| (3) 相談支援部会からの報告 | P9～10 |
| (4) 平成30年度障害福祉サービス等利用状況の報告 | P11～13 |
| (5) その他 | P14 |
| ①成年後見制度利用の促進について | |

4 副会長あいさつ

香美市の目指す将来像と基本目標



平成 30 年度
香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



香美市自立支援協議会（全体会）

【主な機能】

- ① 委託相談支援事業者の評価
- ② 困難事例への対応・協議・調整
- ③ 障害者の就労促進
- ④ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ⑤ 地域の社会資源の開発・改善
- ⑥ 福祉計画等施策等の研究・検証
- ⑦ 他の協議会との共同研究・調整・情報交換など
- ⑧ その他目的を達するために必要なこと

相談支援事業者

地域活動支援センター「香美」

福祉サービス事業者

ウエルジョブ&キッチンやまだ
かがみの育成園
就労支援センターコーケン
障害者支援施設白ゆり

障害者団体関係者

香美市身体障害者連盟

保健・福祉・医療

香美市社会福祉協議会
香美市知的障害者相談員
同仁病院

就労支援・雇用関係

香美市商工会
高知公共職業安定所香美出張所
障害者就業・生活支援センターゆうあい

教育関係機関

山田養護学校

県・市

中央東福祉保健所
香美市教育委員会
香美市健康介護支援課
香美市福祉事務所

市長が認める者

香美市民生委員児童委員協議会連合会
香美市連合婦人会

事務局

香美市福祉事務所

アドバイザー

高知県相談支援アドバイザー中央東圏域

番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連絡先	電話番号	FAX
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	オカダ ミキオ 岡田 幹雄	782-0036	香美市土佐山田町1689-1	53-7077	52-8088
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	キタオカ アキヒロ 北岡 昭博	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9	57-2099	57-2044
3	かがみの育成園	園長	ハマダ アキラ 濱田 明	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	53-2174	53-2175
4	就労支援センター コーケン	サービス管理責任者	マエダ カズコ 前田 和子	783-0062	南国市久礼田368	088-862-3886	088-862-3887
5	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	ニシオ ユウヘイ 西尾 悠平	782-0016	香美市土佐山田町山田1192	52-4131	52-1167
6	香美市身体障害者連盟	会長	イワコシ タカアキ 岩越 孝明				
7	香美市社会福祉協議会	会長	ヒロスエ トシロウ 弘末 俊郎	782-0041	香美市土佐山田町262-1	53-5800	53-5470
8	香美市知的障害者相談員		アキトモ ヒデシ 秋友 英稔				
9	同仁病院	相談員	ヨコガワ キエ 横川 貴恵	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20	53-3155	53-3096
10	香美市商工会	副会長	イシカワ ユウイチ 石川 祐一	782-0034	香美市土佐山田町宝町2丁目2番27号	53-4111	53-4113
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	マチダ ユキ 町田 由季	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	53-4171	53-2291
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	タカハシ ヨシヒロ 高橋 佳宏	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111	088-854-9112
13	高知県立山田養護学校	校長	タナカ シンイチ 田中 信一	782-0016	香美市土佐山田町山田1361	52-2195	52-0031
14	高知県中央東福祉保健所	所長	タガミ トシシ 田上 豊資	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	53-3173	52-4561
15	香美市教育委員会	指導主任	オカザキ ユカ 岡崎 由佳	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-1081	57-0123
16	香美市健康介護支援課	保健師	カゴオ シホ 籠尾 志保	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	52-9282	53-1094
17	香美市福祉事務所	所長	サタケ リト 佐竹 教人	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-3117	53-1094
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	ヤマナカ ヒロミチ 山中 博通	782-0041	香美市土佐山田町262-1(社協内)	53-5800	53-5470
19	香美市連合婦人会	副会長	ヨシモト エツコ 吉本 悦子				

機関名等	職名	氏名	郵便番号	連絡先	電話番号	FAX
アドバイザー						
高知県相談支援アドバイザー		スミモト ヨシミ 住友 芳美	781-5452	香南市香我美町下分684-1 地域活動支援センターあけぼの	57-7180	57-7181

議事(1) 前回の障害者自立支援協議会(全体会)からの経過報告

報告① 計画相談支援について

平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須となっている。香美市の導入率は平成30年3月1日時点で、計画相談支援および障害児相談支援について、100%に達しており、12月末時点でも継続している。

市内指定特定相談支援事業所連絡会については、29年度は4回開催しており、今年度も相談支援体制の充実・相談支援事業所間のネットワーク強化に向け、意見交換会を開催し、情報交換のほか、事例検討を行い、相談員のスキルアップを図るため、これまで5回開催しており、今月に6回目の開催を予定している。

- 5月30日 事例検討「介護保険制度との連携」 *前回で報告済み
- 7月23日 意見交換「平成29年度の反省会等」 *前回で報告済み
- 8月27日 事例検討「精神科での治療やフォローが必要な高齢者への支援」
- 10月19日 勉強会 「平成30年度の報酬改定の計画相談に関する情報交換」
- 12月17日 事例検討「現状を踏まえた上で、ご本人の意向に沿うことの難しさ」

報告② 手話奉仕員養成研修について

平成29年度より南国市・香南市と合同開催している手話奉仕員養成研修については、昨年入門編を実施し、今年度の基礎編をもって全講座終了になる。修了見込人数は、3市全体で20名になり、うち14名が県主催の手話通訳者養成講座の受講に向けて、選考試験を受ける予定。合格者は、5月より3年間受講し、最後に「全国手話通訳者統一試験」を受け合格者が通訳者として県に登録される。奉仕員養成研修までの人については、地域の手話サークル等の利用の紹介や、地域ボランティア活動の協力を依頼していくことになる。また31年度については、3市の合同開催による手話奉仕員養成研修については、休止し、今年度修了者に対するフォローアップとして、高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し、年3回程の手話教室を開催する予定である。

報告③ 香美市障害者虐待防止センターからの報告

平成30年度の香美市障害者虐待防止センターへの通告は、1月末時点で5件である。内訳は、養護者による障害者虐待に関する通告が3件あり内1件は経済的虐待の認定をしている。他には障害者福祉施設従事者による障害者虐待に関する通告が1件、残りの1件については、事実確認の結果、加害者が障害者虐待の要件になる養護者ではない兄弟からと判明し、障害者虐待の要件に該当しなかった。

昨年に続き、今年度は、香美市障害者虐待防止等連携協議会を2月19日に開催する。

報告④ ヘルプカードの配布について

昨年7月より、高知県内で、ヘルプマークの無料配布が開始され、香美市においても、福祉事務所、香北支所、物部支所で配布をしているが、2月より、ヘルプカードについても、三箇所の窓口に配備し、希望者への配布が可能としている。対象者は、ヘルプマーク同様、外見からは援助や配慮を必要

としていることが分からない方々を想定しており、希望者には、身体機能等の障害の有無にかかわらず無料配布ができることになっている。現時点では、高知県がホームページに載せている様式を活用することとし、今後、配布数の推移により、香美市版の様式を作成するか検討していく。

(議事2)平成30年度 地域活動支援センター「香美」 事業報告 (平成30年4月1日～平成31年1月31日)

地域活動支援
事業目的

障害児者が関わる地域で、自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりが無い方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

地域活動
支援事業

■登録者実人数 (平成31年1月31日現在)

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
H30年度	1	9	12	2	1	0	25
H29年度	1	11	14	3	3	0	32

■利用者数 年間 延べ人数

H30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	97	123	94	93	81	64	91	84	83	72			882
開所日	20	21	21	20	21	18	22	21	19	19			204
1日平均	4.9	5.9	4.5	4.7	3.9	3.6	4.1	4.0	4.4	3.8			4.3
H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	107	152	155	130	151	121	143	109	114	99	118	106	1,505
開所日	20	19	22	20	22	20	21	19	20	19	19	22	243
1日平均	5.4	8.0	7.0	6.5	6.9	6.1	6.8	5.7	5.7	5.2	6.2	4.8	6.2

活動内容

創作活動:折り紙教室、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道
 余暇活動:カラオケ、スポーツレクリエーション、パズル、DVD鑑賞、ガーデニング等
 クッキング:昼食づくり、おやつづくり
 座 学:SST、ロールプレイ、衛生管理(歯磨きやみだしなみ等)
 行 事:スポーツ大会、スピリットアート、交流会、ランチの会
 作 業:ビール瓶へのラベル貼り

現状報告

- 1 活動環境(室内スペース及び周囲の自然環境等)は良くなり、散歩などがしやすくなり、安全に活動ができるようになった。
- 2 立地的に公共施設の利用がしづらいため、現地での集合という形をとることが、結果的により社会資源の活用を促す形となった。
- 3 室内活動のスペースが広いため、個々の状態に応じた参加の形がとれはじめた。
- 4 初めての事にも興味が高く、ドミノ、硬筆、読書など新しい活動を展開し、集中した取り組みができた。
- 5 利用者同士の交流が増え、相手を気遣う気持ちなどの成長が見られた。
- 6 身近な相談場所になっており、必要に応じて計画相談につながることもあった。
- 7 利用者数に大きな変動はなかった。今後も広報活動や活動プログラムの充実を図っていく必要がある。
- 8 気軽に足を運ぶという立地条件ではないため、県住の入り口までも市バスが通るようになると利用者増や社会資源の利用につながるのではないかと。
- 9 作業活動として、ビール瓶へのラベル貼りを週3日行うことで、就労に向けての意識を高める取り組みを行った。

平成30年度 地域活動支援センター「香美」 事業報告（平成30年4月1日～平成31年1月31日現在）

相談支援事業
事業目的

障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供等の便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のため必要な援助を行うことで、障害等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

相談支援事業
委託相談
(一般相談)

■相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
H30	27	0	97	166	9	2	4	64	369
H29	22	0	50	154	20	5	4	71	326

■支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
H30	30	100	26	140	5	38	257	17	613
H29	18	140	21	154	1	30	164	31	559

■相談内容(延べ件数)

	福祉サービス 利用	障害や病気の 理解	健康 医療	不安の 解消	保育 教育	家族・人間 関係	家計 経済	生活 技術	就労	社会参加・ 余暇	権利 義護	その他	計
H30	214	3	60	21	7	36	16	96	179	10	9	19	670
H29	175	2	36	37	23	41	11	90	95	30	11	49	600

現状報告

- 相談者の傾向としては、精神障害や児童の発達障害についての相談が年々増加の傾向にある。児童に関しては今後も増加傾向が予想され、計画相談として受け入れ増の体制を今後とっていきたい。
- 委託相談はそのニーズを受けて、福祉サービスの利用等、計画相談へとつなげていったことから、委託相談として対応する件数自体は減少傾向にある。
- 支援の方法としては、行政機関等、関係機関からの紹介が圧倒的に多く、相談支援部会等での機関同士の連携が効果を発揮している。
- 相談内容に関しては、福祉サービスの利用に関する件数が多く、福祉サービスに関する日常的な情報発信が求められている。
- 福祉サービスの利用の次に多いのは就労に関する相談となっている。障害者の就労を受けいれる事業所の開拓や就労支援事業所との連携がさらに求められている。

(議事3) 相談支援部会からの報告

平成30年度相談支援部会(4月～1月)報告

1 30年度のテーマ

- ① 支援の連携をスムーズに進めるために、参加機関が知恵を出し合う(H25年度から引き続き実施)。
- ② 関係機関の情報共有と事例検討を行い、それを蓄積し、地域課題の抽出を行う。
平成30年度は、関係機関の間で情報の共有を中心とした事例報告等を行っていく「情報共有定例会」と、事例検討等により支援についての課題を整理していく「相談支援部会」を開催し、個別課題と地域課題の整理を行い、その蓄積により、障害者を巡る地域課題を抽出し検討を実施。

*情報共有定例会と相談支援部会の開催月は以下のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報共有定例会	○	○	○		○	○		○	○			
相談支援部会			○	○			○			○		

*30年度部会実施状況(30年4月～7月)

	4月	5月	6月	7月
情報共有定例会	○	○	○	
相談支援部会			○	○

30年4月～7月の内容については、第1回自立支援協議会にて報告済。

2 情報共有定例会

- ① 参加機関 高知県中央東福祉保健所、同仁病院、香美市社会福祉協議会、香美市健康介護支援課 香美市福祉事務所、地域活動支援センター「香美」

② 内容

1) 各機関からのケース報告

- ・他機関に共有してもらいたい事例や支援のアイデアが欲しい事例について文書又は口頭により報告
- ・必要に応じてケース検討を実施。

2) 前月報告のあったケースについて、その後の支援状況を報告する。

- ・支援の状況について、各機関で共有する。

* 3月相談支援部会における今後の方向性の確認内容（第1回自立支援協議会にて報告済）

<情報共有定例会>

目的⇒・支援機関の連携を深め、よりよい個別支援につながるよう知恵を出し合う

ケース報告内容⇒・提出内容を明確にしてコンパクトに報告する

・他機関に共有してもらったこと、支援が欲しいこと口頭依頼

会の役割分担⇒・事務局 香美市福祉事務所

・コーディネーター及び進行 地域活動支援センター香美

・記録（会議録作成） 参加機関による持ち回り

会の進め方⇒・会の前段で前回の振り返りを行い、流れに沿った議事進行を行う

記録（会議録）⇒・参加機関で持ち回り

<相談支援部会（事例検討）>

目的⇒・地域支援をスムーズに進めるため、参加機関が連携して知恵を出し合う

事例検討対応⇒・情報共有定例会で提案された事例について検討を行う

・別途検討すべき事例があれば、事務局に連絡する

役割分担⇒・事務局 香美福祉事務所

・事例提供及び進行 参加機関による持ち回り

会の進め方⇒・1月前情報共有定例会でテーマを設定

・検討の目的と課題を明確にする

*事例の扱いには、特別な配慮が必要なため、会議の内容は部外秘とする。

3. 相談支援部会の成果（平成30年4月～31年1月）

- ① 情報共有定例会で報告された事例報告を相談支援部会で事例検討として掘り下げることで、課題をより明確にすることができるようになった。
- ② 各関係機関よる部会を定期的に行うことにより、連携の輪が強まり、新たなケースなどに対して、効率的・効果的な対応を行うことができた。
- ③ 今後は、障害者の地域生活を支援するためには、障害保健福祉に関する関係機関の連携はもちろんのこと、生活保護や教育関係部署、しいては就労系事業所等や賃貸アパートや借家の管理者等との連携を検討していくことが重要な課題として認識された。
そのためには、障害者支援施設等の実情などについても情報交換を行ったり、障害者特性の理解のための支援者向け学習会の実施も今後検討していく必要があることが認識された。
- ④ 平成30年3月に策定した、「香美市障害者自立支援協議会 相談支援部会要領」について、現在改訂検討を行い、今後の相談支援部会のあり方について検討中。

議事（４）平成30年度障害福祉サービス等利用状況の報告

障害福祉サービスの利用者数

サービス種別名称	計画※ (人)	H28実績 (人)	H29実績 (人)	H30. 12月 まで(人)	備考
居宅介護	29	30	27	25	
重度訪問介護		1	1	2	
同行援護		5	4	4	
療養介護	9	9	9	9	
生活介護	86	82	89	89	
短期入所	15	19	19	19	支給決定者 25人
共同生活介護	42	41	45	46	
共同生活援助					
施設入所支援	45	48	48	49	
宿泊型自立訓練		1	2	1	
自立訓練（機能訓練）	1	2	2	1	
自立訓練（生活訓練）	9	7	10	12	
就労移行支援	1	2	2	4	
就労継続支援（A型）	23	29	27	22	
就労継続支援（B型）	32	43	39	40	
自立生活援助	0			0	
就労定着支援	0			0	
計画相談支援		185	187	180	

※第5期香美市障害福祉計画における平成30年度の見込み

【考察】

居宅介護利用者については、減少傾向。65歳になり介護保険へ移行した利用者が今年度は2名いる。就労継続支援（A型）利用者については、減少傾向であり、一般就労に繋がっている。H29年度は3名、H30年度は2名が一般就労している。

自立訓練（生活訓練）利用者については、増加傾向で、主に他県から転入してくる人が多い。就労移行支援利用者については、今年度より香美市内に新たに事業所ができたこともあり、増加している。

自立生活援助及び就労定着支援利用者については、今年度からの新サービスであり、現時点で利用実績はない。

その他については、ほぼ横ばいの状況。利用者の入れ代わりはある。

障害児通所給付費の利用者数

サービス種別名称	計画※ (人)	H28実績 (人)	H29実績 (人)	H30. 12月 まで(人)	備考
児童発達支援	11	15	14	13	
放課後等デイサービス	52	34	32	36	
保育所等訪問支援	2	7	6	3	
医療型児童発達支援	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	0			0	
障害児相談支援		39	44	47	

※第5期香美市障害福祉計画における平成30年度の見込み

【考察】

・放課後等デイサービス利用者については、近隣市に新しく障害児通所支援事業所が立ち上がり、利用を希望する人が増えてきている。また、複数の事業所を利用する方や、既利用者が支給量を増やすケースも多く、全体の支給量についても増加している。また、H29年4月から香美市土佐山田町宝町に放課後等デイサービスを提供する事業所が開設されているが、常に定員に達している状況。高知県内においても、事業所が少しずつ増加している（H29～30年度で20事業所が新規で指定を受けている）。複数の事業所を利用することなどでサービスを調整している現状がある。

地域生活支援事業・地域生活支援促進事業の利用実績

		単位	計画※	H28 実績	H29 実績	H30 12月まで	備考
地域生活支援事業							
必須事業	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	無	無	有	1名利用
	意思疎通支援事業	延人数/年	40	34	37	20	利用者数 要約筆記者 0件 手話通訳者 20件
	日常生活用具給付等事業		794	763	786	762	合計件数
	①介護・訓練支援用具	件/年	2	0	1	0	
	②自立生活支援用具	件/年	2	2	1	1	入浴補助用具
	③在宅療養等支援用具	件/年	3	1	3	5	透析液加湿器
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	6	8	5	4	活字文書読み上げ装置 レコーダー、盲人用音声時計
	⑤排泄管理支援用具	件/年	780	750	776	751	ストーマ用装具、紙おむつ
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	2	0	1	
	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	有	有	H29(入門編) H30(基礎編)
移動支援事業	延時間/年 実人数/年	730 12	786 13	677 10	680 11	利用時間 実利用人数	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所 実人数/年	1 30	1 25	1 32	1 25	箇所数 登録者数	
任意事業	福祉ホームの運営	実人数/年		0	0	1	
	日中一時支援事業	箇所 実人数/年	12 6	9 7	9 5	9 4	箇所数 実利用人数
	声の広報等発行事業		4	6	5	5	利用者数
地域生活支援促進事業							
	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無		無	有	有	

※第5期香美市障害福祉計画における平成30年度の見込み

【考察】

- ・日中一時支援事業は、保護者が仕事等で介護できない場合に利用されており、介護者の負担軽減が図れている。
- ・成年後見制度利用支援事業は、今年度1名の利用があった。今後の利用促進に向けて、支援が必要な方と関係する機関への周知を強化していく必要がある。

議事（5） その他

- ・ 成年後見制度利用の促進について

香美市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、本市における障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自立生活を支援することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害者団体等関係者
- (4) 保健、福祉及び医療関係機関
- (5) 就労支援及び雇用関係機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 県及び市行政関係部署等
- (8) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者(以下「全体会の委員」という。)で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者(以下「専門部会の委員」という。)で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議

する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。